

○城里町防犯灯の設置及び維持管理に関する要綱

平成29年3月31日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、城里町安心で安全なまちづくり条例（平成17年2月1日条例第20号）第3条第1項第2号の規定する安全な地域づくりのための環境整備として、夜間における犯罪、事故等の発生を防止し、町民生活の安全安心を向上するため、町が道路に設置する照明設備の設置基準、維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るため、終夜点灯する照明灯（商店街の装飾街路灯、観光用照明、公園灯及び道路照明を除く。）をいう。
- (2) 区長 城里町区長等設置規則第3条に基づき、委嘱された区長をいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置は、次の各号に定める基準のいずれにも適合するものでなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 地域住民が生活道路として利用する主要な役割を果たしている公道、並びに児童生徒が通学に利用する通学路であり、防犯上特に必要であると認められる場所であること。
- (2) 防犯灯を共架することができる電力柱、電信柱又は共用柱があり、又は専用柱を設置する土地を無償で借り上げることができること。
- (3) 設置する防犯灯から最も近い既設の防犯灯までの直線距離がおおむね50メートル以上あり、その間に防犯灯に類する照明器具がないこと。ただし、特別の事由があると認められるときは間隔を短縮し、又は延長することができる。
- (4) 設置箇所周辺の民家、農地等に、防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者等の同意が得られていること。

2 町長は、前項に定めるもののほか、あらかじめ、防犯灯を設置しようとする位置の地形、道路形態、交通事情等に応じた設置の基準を定めることができる。

(照明器具)

第4条 防犯灯は、電気料金の契約種別が公衆街路灯であって、契約電力が10ワット以下のLEDを光源としたものとし、電柱等に共架するものとする。

(設置等の申請)

第5条 防犯灯の新設、移設、変更、休止又は廃止を要望できる者は、区長とする（ただし、区長不在行政地区においては、自治会長又は周辺居住者の意見を取りまとめた代表者を含むものとする。以下これらを総称して「要望者」という。）。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 要望者は、地権者、隣接する地権者、近隣住民等と十分に協議し、合意を得た上で要望を行わなければならない。

3 要望者は、防犯灯の新設を申請しようとするときは、城里町防犯灯設置要望書（様式第1号）に防犯灯設置同意書（様式第2号）と設置場所位置図を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、同時に2以上の防犯灯の設置を申請しようとするときは、当該防犯灯の設置に係る優先順位を明らかにしなければならない。

4 要望者は、既設の防犯灯の移設を申請しようとするときは、城里町防犯灯移設要望書（様式第3号）に防犯灯設置同意書と移設場所位置図を添えて、町長に提出しなければならない。

5 要望者は、既設の防犯灯の休止又は廃止を申請しようとするときは、城里町町防犯灯休止（廃止）要望書（様式第4号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(設置の決定等)

第6条 町長は、前条第3項又は第4項の申請を受けたときは、これを審査するとともに現地調査を行い、その結果に基づいて防犯灯の設置等の適否を決定し、適当と認めるときは、予算の範囲内で当該要望に係る防犯灯を設置するものとする。

2 町長は、前項の規定により防犯灯の設置等を決定し、又は却下したときは、城里町防犯灯設置等決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、防犯灯の設置に関する要望があったときは、必要に応じ茨城県等の関係機関と協議するものとする。

(維持管理等)

第7条 前条の規定により設置した防犯灯に係る電気料金の支払い及び照明の故障、器具の破損等の修理は町が行うものとする。

2 申請者は、防犯灯に照明の故障、器具の破損等があった場合には、町に連絡するものとする。

3 町は、防犯灯の定期的な点検を行い、防犯灯の効果が常に良好な状態で維持されるよう努めるものとする。

(移管)

第8条 個人、自治会その他町以外の者が、この告示の目的に準じて自ら設置した電灯を町に移管しようとするときは、電灯移管申出書(様式第6号)により町長に申し出るものとする。

2 町長は、前項の申出に係る電灯が、夜間における犯罪を防止し、又は歩行者等の安全の確保に寄与するものであり、かつ、この告示の規定により設置された防犯灯と同等の基準により設置されたものであると認めるときは、当該電灯の移管を受けることができる。

3 町長は、前2項に基づき、申請があった場合は、速やかに調査を行い、移管の可否を決定し、防犯灯移管決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により移管の決定をした防犯灯は、町が維持管理するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、防犯灯の設置及び維持管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に設置されている防犯灯については、この告示に基づいて設置された防犯灯とみなす。

附 則（令和5年告示第72号の23）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。